

下水道の整備って…前の道路や家の中はなるの？

排水設備の工事の手引

エコロジーライフは

水

排水設備の改造から

水は
生きとし生けるものすべての営みに
なくてはならないものです。
でも、使うだけ使い
後は気にもとめずに捨てられているのも
水です。
捨てられた水にも命があります。
生き活きとした水にもどる日を待って・・・

西宮市上下水道局下水道部

①お家の排水設備の改造工事をしてください

西宮市の下水道普及率は、平成16年度に99.9%（人口普及率）に達し、今では99.8%の方がトイレ、台所、風呂などの排水を下水道につないでくださいました（令和4年3月31日現在）。皆さんのご協力のおかげで、夙川には数はまだ多くありませんがホタルが復活しています。昔は夙川でホタルが乱舞していた頃もあったそうです。そんなふるさと西宮を復活させるため、全ての皆さんが、トイレ、台所等の排水を一日でも早く下水道につないでいただくようお願いします。

ホタルさんやトンボくんや人間さんも
気持ち良く深呼吸できるようにあなたの
優しい心と排水設備の改造を！お願い！

改造工事は供用開始の日から遅くとも3年以内にしていただくことになっています。環境保全のためにも一日も早く工事をお願いします。

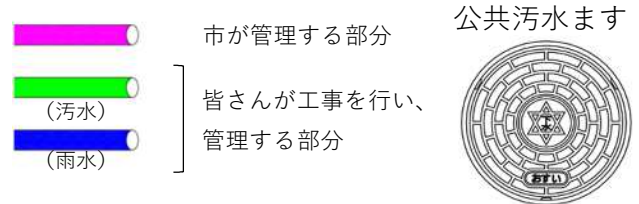
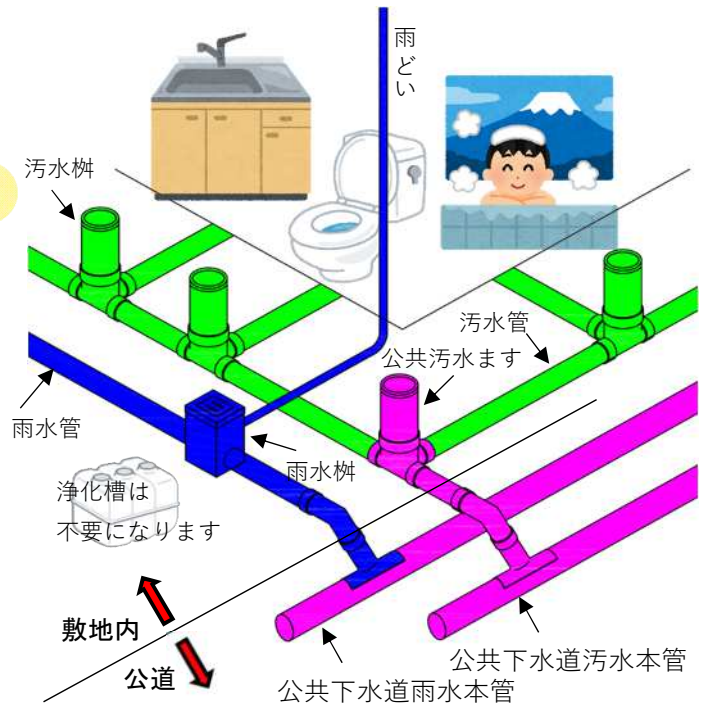
※このことは下水道法で次のように決められています。

●浄化槽の場合

台所や風呂などの汚水と合わせ、「遅滞なく」（下水道法第10条）下水道へ直接放流するための工事をしなくてはなりません。

●くみとり便所の場合

「3年以内」（下水道法第11条の3）に水洗トイレに改造し、台所や風呂などの汚水と合わせて下水道へ直接放流しなくてはなりません。



②改造工事ができるのは、「西宮市排水設備指定業者」だけです

排水設備改造工事の契約は皆さんと西宮市排水設備指定業者（以下「指定業者」）との間で行っていただきます。市では、皆さんが安心して工事を行えるよう、排水設備の改造工事は指定業者以外出来ないことを条例で決めています（西宮市下水道条例第19条）。なお、工事の際には必ず事前に届出て、市の確認を受けなければなりません（西宮市下水道条例第14条）。

③いくらかかるのかな？

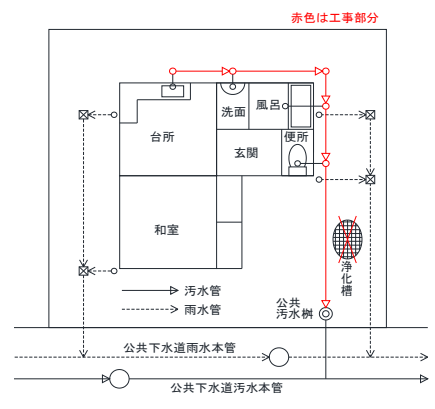
あくまで一つの参考例ですが、右の見取り図の例（浄化槽の場合）で約50万円位でした（排水設備の規模や社会情勢により、変動があります）。

見取り図と見た目が同じであっても、傾斜地、建物の改造、タイル工事や植木の移植などがあれば高くなります。一方、従来からある管が利用できれば安くなる場合もあります。

この様に、立地条件や工事の困難さなど様々な条件によってかなり異なり、一概にいくらと言えものではありません。

複数の指定業者から見積りを取ったうえで、わからない点は何度も指定業者に確認し、納得したうえで契約されることをお勧めします。

なお、市は工事の申請書に添付される工事設計書等を、規定に基づき確認します。



④助成金、貸付金制度があります

(以下：助成金等)

■助成制度

くみ取り口1個につき…5,000円

し尿浄化槽（10人槽まで）…5,000円（11人槽以上は別途規定による）

【助成金の額を増額することができる場合】

※家屋の敷地の形状その他の理由により汚水を排水するためのポンプ施設の設置を必要と認められる場合…300,000円（限度額）

■貸付制度

改造便所（浄化槽の場合は既設便所）1箇所につき…404,000円（限度額）

貸付条件

- ・無利子
- ・36ヶ月以内の元金均等分割による月額償還
- ・償還が確実であること
- ・独立した生計を営む確実な連帯保証人があること
- ・受益者負担金の滞納がないこと
- ・本人と連帯保証人の印鑑証明書があること

⑤改造工事の流れ

以下は全て標準的な内容です。細部で異なるケースや、例外もありますので、詳しくは指定業者と相談してください。

(1) 工事を行う日程や内容を指定業者と打ち合わせてください。工事の日数は、1～2日位です。その内、便所や台所が使えないのは半日くらいです。

(2) 左頁①のイラストのように便所、台所、風呂等の汚水は公共汚水ますへ、雨水は雨水本管等へそれぞれ接続します（分流区域の場合）。

(3) 不要となる浄化槽あるいはくみ取り便所は撤去します。

(4) くみ取り便所の場合は、この後、水洗式の便所の据え付け、給水管の工事等があります。

(5) 掘り返した所を復旧します。

(6) 工事が完了し、しゅん工届の提出後、市が規定どおり接続されているか検査を行います。合格すると、右のような検査済証を渡します。

ベランダなどの洗濯水の排水は？

他の汚水と同様に汚水管へ流せるように改造工事をしてください。



排水設備改造工事、貸付金などの申込手順

市民

①見積り・工事申込
(複数の指定業者から見積りをとり、納得した指定業者と契約しましょう)

指定業者・市民

②工事申請書作成
(助成金等の申込と兼用です)

西宮市

③工事申請書確認(規定に合致しているか確認します。結果は、助成金等の結果も合わせ指定業者にもお知らせします)

指定業者・市民

④施工
(工事日時・内容等について、指定業者と十分に打合せしてください)

指定業者・市民

⑤しゅん工届の作成・提出
(工事完了後、すみやかに作成・提出してください。金額等が申請時の見積り額と異なるケースもありますので、十分確認してください)

西宮市

⑥しゅん工検査、助成金等の交付
(検査は市職員が行います。しゅん工検査合格後、市から直接指定業者に助成金等を支払います)

指定業者

⑦しゅん工検査、助成金等金額決定通知書(検査は市職員が行います。助成金等を受ける方のみ、しゅん工検査合格後、助成金等金額決定通知書を送付します)

市民

⑧工事費の支払い(助成金等を受ける方は、工事費から助成金等を差し引いた額の支払いとなります)

指定業者

⑨貸付金の返済開始(自動口座振替を利用できます)

西宮市

排水設備検査済証

⑥しゅん工届の提出は十分納得してから

しゅん工届は、工事の内容や金額を、皆さんが最終確認されるという意味で大変重要です。工事は1つの品物を買うのとは異なり、最初の見積りと多少異なるのが通例です。何らかの事情により変更になる場合もあります。不明な点は指定業者に問い合わせ、十分納得の上で市へしゅん工届を提出してください。

⑦下水道使用料が必要です

下水道を使い始めると、公共下水道の維持管理経費などに充てられる下水道使用料を納めていただきます。下水道使用料は、水道の使用水量に応じ計算され、2か月ごとに2ヶ月分を水道料金と合わせてお支払いいただくこととなります。料金は右の表のとおりです。

【計算例】2か月分の水道の使用料を50m³とします。
 (通常、4人程度の家族が使う量です)
 2か月分の下水道使用料 4,534円
 2か月分の水道料(20ミリ口径) 7,788円

 2か月分の合計 12,322円
 (上記の額には消費税相当分を含んでいます)

※下水道使用料の計算内訳は
 $\{1,252円 + (20m^3 \times 10円) + (50m^3 - 20m^3) \times 89円\} \times 1.1 = 4,534円$ となります。

基本額

加算額

となります。

基本額	加算額(1m ³ につき)	
	汚水排水量	金額
1,252円	1 ~ 20	10
	21 ~ 60	89
	61 ~ 100	99
	101 ~ 200	110
	201 ~ 400	115
	401 ~ 1,200	132
	1,201 ~ 2,000	153
	2,001 ~ 10,000	179
	10,001 ~ 20,000	200
	20,001以上	215

上記の表で計算した額に消費税相当額を加算。詳細は、業務課までお問い合わせください。

●下水道の正しい使い方●

宅地内の排水設備はあなたの財産です

- 必ず水に溶けるトイレットペーパーを使いましょう。
- 油類は流さないでください。
- 紙おむつ、生理用品、毛髪などは詰まる原因になるので流さないようにしましょう。また、ペット用の猫砂は水に溶けない物もあるため、正しく処分しましょう。
- 点検商法にご注意！防臭柵等は自分で簡単に清掃できます。いつもきれいにして、点検商法に引っかからないように。
- ディスプレイは単体では使わないでください。



水に溶ける
トイレットペーパー



油類は固形化等させて
燃えるゴミへ



紙おむつ等は流さない



柵は自分で簡単に
清掃できます

各担当課の連絡先

排水設備の改造
 受益者負担金
 助成金・貸付金
 下水道使用料

下水管理課…0798-32-2262
 下水計画課…0798-32-2266
 下水計画課…0798-32-2266
 業務課…0798-32-2214